

(一) 本會は昭和二十六年四月に設立された。其の目的は、大阪府内の労働者の生活の向上に資することにある。

(二) 本會の組織は、大阪府内の労働者を対象とし、その生活の向上に資することを目的とする。

(三) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(四) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(五) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(六) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(七) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(八) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(九) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(十) 本會の活動は、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

財団法人労働者大連支所

財団法人協調會大阪支所

年齢	男子	女子
十七歳	九五銭	七〇銭
十八歳	一圓廿五銭	七五銭
十九歳	一圓四〇銭	八〇銭 (十九歳以上)
二十歳	一圓五拾銭	

三改善前後の收入比較 (準工員)  
 従来

基本給	一圓〇七銭
手当	五五銭
特別歩増	一一銭
居残 (二時間)	三二銭
皆勤賞	五日分五圓三五銭
計	二圓〇五銭